

[特別報告]

新法人移行手続き完了報告

日本工学会は、平成24年4月1日付で「社団法人日本工学会」から「公益社団法人日本工学会」に移行、登記が完了しました。

以下、経過を報告する。

- | | |
|-------------|--|
| 平成23年4月22日 | 平成23年度定時総会で新法人方針を承認、「公益社団法人日本工学会定款案」を決議する。 |
| 平成23年10月21日 | 臨時総会を開催、「公益社団法人日本工学会定款案」の修正を決議。 |
| 平成23年10月28日 | 公益認定等委員会に公益社団法人移行の申請（電子申請）を行う。 |
| 平成24年1月13日 | 公益認定等委員会から内閣総理大臣あて（認定相当）答申が出る。 |
| 平成24年3月21日 | 公益認定等委員会から公益社団法人認定書が交付される。 |
| 平成24年4月1日 | 公益社団法人の設立登記と社団法人の解散を登記。 |
| 平成24年4月9日 | 内閣府、文部科学省に移行登記完了届を提出。 |